

建設業者等の指名停止について

平成30年 6月14日
土木部 監理課

1 指名停止措置業者

- (1) 世紀東急工業 株式会社
入札整理番号 30-1950
主たる営業所 東京都港区芝公園 2 - 9 - 3
- (2) 上記の者が構成員となっている共同企業体

2 指名停止期間

平成30年 6月14日から平成30年 9月13日まで

3 指名停止の理由

平成30年 5月 9日に開札した上越地域振興局地域整備部発注の舗装道維持修繕単価契約(第1BL)工事及び舗装道維持修繕単価契約(第3BL)工事の入札において、世紀東急工業株式会社が落札決定を受けたにもかかわらず、施工体制が確保できないとして契約を辞退した。

このことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項(別表第2、第14号)に該当するため。